

指定管理者制度の在り方
調査特別委員会
－ 最終報告書 －

令和7年3月12日

指定管理者制度の在り方調査特別委員会

1 調査の趣旨

本市の指定管理施設において、指定管理者の指定の取消しに至ったことから、令和5年12月18日の令和5年第4回佐野市議会定例会において、地方自治法第98条第1項の規定による事務検査権を委任された「指定管理者制度の在り方調査特別委員会設置に関する決議」が提出され、同日原案可決によって「指定管理者制度の在り方調査特別委員会」が設置され、本市の指定管理者制度の在り方に関する事項の調査を進めてきた。

しかし、事務検査権では疑義の解明ができないことから、令和6年12月6日の令和6年第6回佐野市議会定例会において、「指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議」が提出され、同日原案可決によって、地方自治法第100条第1項の規定による調査権が追加して委任され、引き続き調査を行い、原因の解明と再発防止に向けた方策を市に提言するものである。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和5年12月18日の定例会において設置議決

(2) 委員の定数

7人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	菅	原	達
副委員長	横	井	帝之
委員	鶴	見	義明
〃	鈴	木	靖宏
〃	小	倉	健一
〃	澤	田	裕之
〃	長	浜	成仁

3 調査事項

(1) 地方自治法第98条第1項の規定による事務検査

- ①本市の指定管理者制度の在り方に関する事項
- (2) 地方自治法第100条第1項の規定による調査
 - ①募集要項の変更における疑義に関する事項
 - ②選定過程における疑義に関する事項
 - ③市長と(株)極東体育施設（以下「当該事業者」という。）との関係性の疑義に関する事項

4 委員会の開催状況等

- (1) 第1回委員会（令和5年12月18日）
 - ①議長の招集により開会され、佐野市議会委員会条例第9条の規定に基づいて正副委員長の互選を行い、委員長に菅原達委員、副委員長に横井帝之委員を選任した。
 - ②各会派及び会派に属さない議員には、調査内容について報告することとした。
- (2) 第2回委員会（令和6年1月12日）
 - ①正・副委員長により取りまとめた調査内容について、意見交換を行い、了承された。
 - ②調査内容に係る書類の提出について協議を行い、また、関係書類の事務検査の状況により、調査内容の追加も了承された。
- (3) 第3回委員会（令和6年3月26日）
 - ①提出された関係書類の内容確認方法について意見交換を行い、各会派は、課題・問題点等を取りまとめて報告することとした。
- (4) 第4回委員会（令和6年4月12日）
 - ①課題・問題点等の一部について意見交換を行った。
- (5) 第5回委員会（令和6年5月17日）
 - ①課題・問題点等の一部について意見交換を行った。
 - ②佐野市議会会議規則第44条第2項の規定により、中間報告することを

決定し、また、その内容について協議を行った。

(6) 第6回委員会（令和6年8月20日）

- ①指定管理者制度に関する確認事項等について協議を行い、照会することを決定した。

(7) 第7回委員会（令和6年10月11日）

- ①指定管理者制度の在り方に関する確認事項等の回答について意見交換を行った。
- ②新たな方策による疑義の解明について検討するよう議長へ提言することを決定した。

(8) 指定管理者制度の在り方調査特別委員会からの提言について（令和6年10月23日）

- ①議長へ「指定管理者制度の在り方調査特別委員会からの提言について」を提出した。

(9) 第8回委員会（令和6年11月18日）

- ①指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について協議を行った。
- ②最終報告することを決定した。

(10) 第9回委員会（令和6年11月20日）

- ①指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について協議を行い、地方自治法第98条第1項の規定における事務検査による最終報告は行わず、令和6年第6回定例会において本特別委員会に地方自治法第100条の権限を追加して委任する「指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議」を議会へ提出することを決定した。

(11) 佐野市議会報告会での報告について（令和6年11月23日）

- ①「指定管理者制度の在り方調査特別委員会からの報告」を実施した。

(12) 第 10 回委員会（令和 6 年 12 月 19 日）

- ①100 条調査権の概要について確認した。
- ②指定管理者制度の在り方調査特別委員会運営要領について協議し、決定した。

(13) 第 11 回委員会（令和 6 年 12 月 26 日）

- ①弁護士の選任について決定し、正副委員長に一任した。
- ②指定管理者制度の在り方調査特別委員会運営要領の改正について協議し、決定した。
- ③証人喚問について協議し、決定した。

(14) 第 12 回委員会（令和 7 年 1 月 7 日）

- ①本特別委員会における職員の対応について、参考人 3 名から意見を聴取した。

(15) 第 13 回委員会（令和 7 年 1 月 7 日）

- ①証人 5 名に対し、証人尋問を行った。

(16) 第 14 回委員会（令和 7 年 1 月 9 日）

- ①本特別委員会における職員の対応（配布資料）について、参考人 2 名から意見を聴取した。
- ②証人 7 名に対し、証人尋問を行った。

(17) 第 15 回委員会（令和 7 年 1 月 10 日）

- ①証人 6 名に対し、証人尋問を行った。

(18) 第 16 回委員会（令和 7 年 1 月 14 日）

- ①証人喚問について協議し、決定した。

(19) 第 17 回委員会（令和 7 年 1 月 17 日）

①証人喚問について協議し、決定した。

(20) 第 18 回委員会（令和 7 年 1 月 21 日）

①証人 9 名に対し、証人尋問を行った。

(21) 第 19 回委員会（令和 7 年 1 月 22 日）

①証人喚問について協議し、決定した。

②当該指定管理者の運動施設管理状況について、参考人 2 名から意見を聴取した。

③証人 4 名に対し、証人尋問を行った。

(22) 第 20 回委員会（令和 7 年 1 月 23 日）

①証人 3 名に対し、証人尋問を行った。

(23) 第 21 回委員会（令和 7 年 1 月 24 日）

①証人 3 名（佐野市長を含む。）に対し、証人尋問を行った。

(24) 第 22 回委員会（令和 7 年 1 月 28 日）

①証人喚問について協議し、決定した。

②証人 5 名に対し、証人尋問を行った。

③調査経費の追加について協議を行い、令和 7 年第 1 回臨時会に「指定管理者制度の在り方調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議」を議会へ提出することを決定した。

(25) 第 23 回委員会（令和 7 年 1 月 31 日）

①証人喚問について協議し、決定した。

(26) 第 24 回委員会（令和 7 年 2 月 4 日）

①証人 7 名に対し、証人尋問を行った。

(27) 第 25 回委員会（令和 7 年 2 月 6 日）

①証人 1 名（佐野市長）に対し、証人尋問を行った。

(28) 第 26 回委員会（令和 7 年 2 月 13 日）

①証人 1 名（佐野市長）に対し、証人尋問を行った。

②調査経費の追加について協議を行い、令和 7 年第 2 回定例会に「指定管理者制度の在り方調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議」を議会へ提出することを決定した。

(29) 第 27 回委員会（令和 7 年 3 月 10 日）

①最終報告について協議し、決定した。

②記録の返還について、決定した。

5 地方自治法第 98 条第 1 項の規定による関係書類の提出

(1) 令和 6 年 3 月 5 日に、佐野市運動公園、佐野市佐野武道館及び栄公園の指定管理者の指定に係る書類の提出を求め、同月 19 日に次の書類が提出された。

①ア 指定管理者の募集について（平成 28 年）

イ 指定管理者の募集について（令和 3 年）

ウ 佐野市運動公園等 3 施設指定管理者募集要項の変更について（令和 3 年）

エ 指定管理者の募集について（令和 5 年）

②ア 佐野市運動公園等 3 施設指定管理提出書類一式 正 極東エイジェックパートナーズ

イ 佐野市運動公園等 3 施設指定管理者申請書類 正本 団体 A
令和 3 年 9 月

③佐野市指定管理者選定委員会《名簿》 令和 3 年 4 月 1 日現在

④令和 3 年度 第 1 回佐野市指定管理者選定委員会 会議録

⑤ア 令和 3 年度 佐野市指定管理者選定委員会【採点集計表】

イ 第 2 次審査採点票

⑥共同企業体の規約、責任分担等 佐野運動公園

⑦ア 令和 4 年 4 月～令和 5 年 11 月 佐野市運動公園 佐野市武道館

栄公園 月次報告

イ (令和5年4月～10月・12月) 月例モニタリング指定管理者への
確認事項

ウ 議事録(2023年9月12日)

エ 指定管理業務について(令和5年9月20日)

オ 苦情報告

カ 佐野市運動公園等 令和4年度事業報告書 極東エイジェックパ
ートナーズ

キ 佐野市運動公園等 令和5年度事業報告書 エイジェック・極東
体育施設共同事業体

6 地方自治法第100条第1項の規定による資料(記録)の提出

- (1) 令和3年の佐野市運動公園等3施設指定管理者の選定委員会において所管課(スポーツ立市推進課)から選定委員会事務局(行政経営課)へ提出しようとした客観的比較をした項目の参考資料(チェックリスト等)
- (2) 令和5年10月31日付けで鈴木靖宏議員より資料要求し、提出された「令和3年度 第1回佐野市指定管理者選定委員会 会議録」の原本
- (3) 令和3年4月17日から事業者決定までの、(株)極東体育施設、(株)アスコンサルティング及び(株)エイジェックの関係者による市長とのすべての面会記録(日時、内容及び参加者)の写し
- (4) 栃木県議会議員の時に株式会社アスコンサルティングと結んだ業務委託契約書の原本
- (5) 当該事業者から令和3年に提出された佐野市運動公園等3施設指定管理者の応募に関する質問書について、当時担当者と交わしたスポーツ立市推進課のすべてのメール及び添付書類

- (6) 令和3年8月6日に開催された現地説明会で参加事業者から受け取ったすべての名刺
- (7) ①令和5年10月31日付けで鈴木靖宏議員より資料要求し、提出された「令和3年度 第1回佐野市指定管理者選定委員会 会議録」データが保存されているフォルダ（ファイル名及び更新日時）を確認できるパソコンの画面の写し及びそのデータを印刷したもの
- ②令和6年3月19日付け佐行経発第259号で提出された事務検査に係る関係書類の1（4）ア「令和3年度 第1回佐野市指定管理者選定委員会 会議録」データが保存されているフォルダ（ファイル名及び更新日時）を確認できるパソコンの画面の写し及びそのデータを印刷したもの
- (8) 関心表明書の記入を依頼された際、当該事業者から受け取った名刺
- (9) 市長が8月19日に所管課職員から質問書の内容及び募集要項の変更を協議した結果について報告を受けた資料
- (10) 令和3年4月17日から事業者決定（令和3年12月17日）までの、特定の人物と市長、飯塚副市長及び当時の所管副市長とのすべての面会記録（日時、内容及び参加者）の写し
- (11) 令和3年8月中旬から10月下旬までに携帯電話（スマートフォンを含む）のアプリ（SNS等）での、飯塚副市長と「極東」関係でやり取りした画面を印刷したもの

7 証人、参考人の出頭等

本特別委員会において、地方自治法第100条第1項による証人としての出頭請求及び佐野市議会会議規則第76条の8による参考人としての出席要請は

次のとおりである。なお、証人尋問における主な証言の記録は参考資料のとおりである。

(1) 執行機関関係

- ①当時の施設所管課関係（延べ19名）
- ②当時及び現在の指定管理者選定委員会所管課関係（延べ4名）
- ③当時の秘書課関係（延べ6名）

(2) 佐野市指定管理者選定委員会関係（延べ5名）

(3) 令和3年佐野市運動公園等3施設指定管理申請者関係（延べ4名）

(4) 市長と当該事業者との関係性の疑義関係（延べ5名）

(5) 当時及び現在の副市長（延べ5名）

(6) 佐野市長（延べ3名）

(7) 参考人

- ①本特別委員会における職員の対応について（延べ5名）
- ②当該指定管理者の運動施設管理状況について（延べ2名）

8 調査の内容と本特別委員会としての結果

(1) 調査項目

- ・佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、及び、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則について
- ・佐野市指定管理者制度導入に向けた基本的な考え方について
- ・佐野市指定管理者募集要項について
- ・佐野市指定管理者の指定に関する手續等について
- ・佐野市指定管理者の適正な運営の確保（市の責務）について
- ・佐野市指定管理者の取消しに関する手續等について

- ・佐野市指定管理者選定委員会について

（２）調査項目の現状

冒頭にも記したが、本特別委員会の目的が、１年半で指定管理者の指定の取消しに至るような事業者がなぜ選定されたのか、その原因の解明と再発防止に向けた方策を市に提言することであり、地方自治法第 98 条の規定に基づき、上記（１）の調査項目に沿って調査を進めてきたところであるが、さらに指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査として、地方自治法第 100 条の規定に基づく調査を次の調査事項に沿って実施したところである。

《調査事項》

- ・募集要項の変更における疑義に関する事項
- ・選定過程における疑義に関する事項
- ・市長と当該事業者との関係性の疑義に関する事項

（３）調査事項における調査結果

本特別委員会は、提出された証拠及び本特別委員会における証言を総合的に評価し、以下のとおり問題点及び事実認定を行う。

①募集要項の変更における疑義に関する事項について

運動公園等 3 施設（以下「本件施設」という。）における令和 3 年の募集要項が、公募開始後に当該事業者から提出された質問書によって変更され、複数体育施設の一括管理指定管理者実績及び当該事業者の有する要件である P F I 構成員等の運営実績が追加された。

この変更のきっかけは、同時期に行われたアリーナたぬま等 7 施設の募集要項の変更にある。こちらの施設については、従前より応募資格として複数施設を一括管理する指定管理実績が必要とされていたが、変更により当該事業者の有する「P F I 構成員等の運営実績」が応募資格として加えられたことによって、指定管理者実績を有していない当該事業者が参加資格を得ることになった。

そして、従前より応募資格が定められていなかった本件施設に対しても、公募開始後に新たな応募資格が設定されたことにより、応募を予定し

ていた事業者が応募資格を失い、公募による競争性が害された可能性がある。そして、この本件施設の募集要項の変更は市長の指示に因るとの事実認定を行うものである。

このように、本件施設の募集要項の変更は、公募開始後に行われていることから時期において妥当ではなく、その変更内容についても、決裁権者である管理職の職員が変更の必要性を認めておらず妥当ではない。さらに、変更の手続には、決裁権者として決裁欄に押印がされていない市長が重大な影響を及ぼしており、組織における意思決定手続の点でも妥当ではない。

その中で、自身の証言において「判断する立場にも、検証する立場にもない」とする市長が、担当副市長及び担当部長を介さずに直接所管課の職員を市長室に呼び寄せ指示及び報告を行わせたことが所管課職員等の証言から明らかになった。つまり、特定の事業者に有利に働く内容の要項の変更を、市長という強い権限のもとで所管課の職員に直接行わせた点において妥当ではなく、倫理上及びハラスメント上の問題もはらんでいるものと指摘するものである。

②選定過程における疑義に関する事項について

指定後1年半という短期間で指定管理者の指定の取消しに至った原因のひとつに、応募段階において税金が未納であった事業者が、最終的に完納が確認されないまま審査を通過したことが挙げられる。その過程において、当該事業者社長に対し所管課職員が未納分を「払うべき」と主張をするも、「換価の猶予を受けているということは納税の猶予を受けている意味では滞納ではない」と窓口で粘り強く主張されそのまま第1次審査を通過した。そして、第2次審査では納税の証明の確認がされないまま当該事業者が選定されたのである。今回の調査において納税を証明する資料を請求したところ「文書不存在」ということで、結果的に完納を証明できていなかったことも明らかになった。

また、第2次審査での当該事業者の財務諸表においては、仮払金が多額で、利益が年々減少するなど、経営の悪化が顕著であったにもかかわらず、専門家を含む複数の選定委員から指摘がされなかった。

これらの事実から明らかなように、税金の未納があったこと及び財務

諸表で経営状況が悪化していることは、安定的に指定管理者としての事業を行うにあたって考慮すべき事項であるところ、本件では、第1次審査、第2次審査いずれの手続でも考慮されなかったことは適切でなかった。

さらに、第2次審査の選定委員会において、選定には用いることはないとされている推薦状や関心表明書に関し、当該事業者ではない応募事業者に対してのみ複数の委員から質疑がされ、委員長である副市長からも2度質疑がされたことが、関係書類(1(4)アの令和3年度 第1回 佐野市指定管理者選定委員会会議録)から明らかである。ところが、この会議録が内容の異なる2つの文書が存在することが指摘され、あらためて資料(5(1)④の令和3年度 第1回 佐野市指定管理者選定委員会会議録)を請求したところ、実際は委員長である副市長からは、2度の質疑だけでなく意見等を述べる段階になってからも同様に推薦状についての質疑が繰り返されていることが明かになった。さらに、委員長である副市長が3度目に行った質疑が会議録から削除され、関係書類として本特別委員会に提出されていた事実が判明した。この事実に対し、副市長の証言で「最終的には私のところにあがってる」、「それは事実だと思う」と自身が削除の事実を承知していたことも明らかになった。

審査へ影響を与えたかについては確認できていないが、「どうしてそこに固執して聞くのだろう」、「印象操作を質問によってしている」、「各委員が淡々に行っていたが、委員長は質問の度合いがヒートアップし相手に問いただしていた」、「普通委員長はあまりしゃべらないが多いので、その部分が印象に強く残っている」との証言も得られている。

これらのことから明らかなように、公平公正であるべき選定委員会が、委員会の中で最も権限のある委員長である副市長によって印象操作とも捉えられる恣意的な質疑がされていた。ただし、このことが審査の結果に影響したとの事実認定には至っていない。

なお、今回提出を求めた資料(6(11)の令和3年8月中旬から10月下旬までに携帯電話(スマートフォンを含む)のアプリ(SNS等)での、飯塚副市長と「極東」関係でやり取りした画面を印刷したもの)の中で、副市長と市長が、当該事業者に関し密接に連絡を取り合っていた事実が確認されたが、前記の内容との因果関係については明らかになってい

い。

③市長と当該事業者との関係性の疑義に関する事項について

前述(8(3)①)した変更は市長の指示に因るとの事実認定に関連し、そのような事態に至った背景に当該事業者と市長との利害を伴う関係性があるとの事実認定には至っていない。

今回の調査により、市長が県議時代に顧問をしていた当該事業者の関連企業((株)アスコンサルティング)との顧問契約(6(4)には業務委託契約書と記載)を、顧問先の複数の弁護士から「継続には問題ない」と言われていたにもかかわらず、令和3年4月の自身の市長選挙を前に自ら解約したことが明らかになった。

また、当時の金子県議は、顧問先での月一回の定例会に「オブザーバーとして参加していたが初めの頃のみで5回位しか参加していない」また、顧問料が15万円支払われていることを知って「お金払ってたんだ」と上司と驚いていたという当該事業者の職員の証言があった。これに対し市長は「月1度の定例会議出席の他10日に1回ほぼ会社に出向く」と証言に相違があり、3年間支払われていた月15万円の顧問料の適正については「会社の判断」だとし自身の見解を避けている。

ただこれらの状況を勘案すると、市長自身は当時から関連企業((株)アスコンサルティング)との利害を伴う関係性に対し少なからず懸念を抱いていたものと推察される。

さらに、令和3年4月に行われた佐野市長選挙に際しては、自らは依頼していないと証言しているが、7(4)の証人からの証言により当該事業者から延べ12日間35名程度の応援を受けていたことが明らかになった。

加えて、当該事業者社長が、指定管理者の公募中である8月18日に、市長を介して予定を入れ、市長室で市長と面談していることも明らかになった。面談の内容について市長は「何かのついでに寄ってくれたと記憶している」とし、巻嶋社長は「お茶飲み話にお付き合いいただいた」と証言する。しかし、所管課職員が「8月16日から19日の間に副市長、部長と話し合い、PFIでなくてもPPP事業で説明がつくとして市長に持って行ったのが8月19日で、その時に市長から「この表現じゃダメだ、PFIという事業をうたいなさい」と言われたとの証言を踏まえると、そ

の前日である8月18日にお茶飲み話程度の用件でわざわざ市長室に寄るとは考え難く、本件提案についての面談であったものと想定される。なお、この件については、募集要項の接触の禁止に抵触する可能性が極めて高いものと指摘をする。

このように、市長と当該事業者との関係性については、市長の証言において「指定管理者になる団体は市長などとの利害関係が相応しくない」との認識を示し、また議会からの指摘により兼業の禁止条項を条例に追加していたことを鑑みると、本来市長の方からその関係性を排除しなければならないが、それができずに今回の指定管理者の募集要項の変更へと繋がったものと捉えるのが妥当である。

9 結論

本市で業務実績のない当該事業者が、共同事業体（コンソーシアム）の形ではあるが、初めて市の指定管理者となり、指定後1年半で指定管理者の指定の取消しに至った原因は、当該事業者の財務状況の悪化を選定の過程でチェックできなかった運用を含めた指定管理者制度の問題にある。今後の改善に向けた運用及び制度の見直しが必要である。

また、市長の権限により特定の事業者が有利になるよう所管課の職員に直接働きかけたことにも問題があり、倫理上及びハラスメント上の改善が必要である。

10 今後の指定管理者制度の在り方について

（1）調査項目及び調査事項に対する提言

- ①公募開始後の募集要項の変更は、正当な理由がない限り原則認めないという厳格化が必要である。
- ②第1次審査及び第2次審査の役割の明確化と、一貫したチェック体制の強化が必要である。
- ③提出書類の審査を十分に行うため、審査期間やダブルチェックなど審査方法の見直しが必要である。
- ④第2次審査におけるプレゼンテーションの内容（事業計画など）の実現性のチェックが必要である。

- ⑤滞納ではなく未納の時点で応募を認めないなど、応募資格の厳格化が必要である。
- ⑥応募事業者本体の過去３年間の決算書を提出し、経営の安定性などに対する専門家のコメントを求めるような評価項目を追加する必要がある。
- ⑦選定委員会を「規則」で規定するのではなく、「条例」で規定し、附属機関とするよう見直しが必要である。
- ⑧「佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の令和５年２月の改正により、「欠格事由」として市長等が顧問その他の職に就いている団体は指定管理者になることができないと見直されたが、それが例えば過去３年間にまで及ぶような再度の見直しが必要である。
- ⑨市長等の権限により特定の事業者が有利になるような働きかけを防ぐため、また同じく市長等の権限により所管課の職員に直接的な働きかけを防ぐため、市長等に対する「政治倫理条例」及び「ハラスメント条例」の制定を検討する必要がある。
- ⑩議決にあたり、審査に必要な十分な資料（採点結果、会議録等）の提出が必要である。

11 その他の指摘

（１）虚偽の証言に対する告発について

本特別委員会の目的を果たす上で、書面での調査では解明できなかった疑義の多くが百条調査権に基づく証人尋問により解明されたことは高く評価できる。一方で「良心に従って真実を述べ」と宣誓したにもかかわらず、市長の証言の多くが他の複数の証人の証言と相反する内容であったことから、百条調査権が疑義の全てを解明できるものではないことも明らかになった。

その中で、再発防止に向けた方策を市に提言するため、証言及び提出された資料（記録）に基づき本特別委員会としての「事実認定」を行ったところであるが、合わせて「偽証」としてもこれを認定することで百条委員会の権威を保持し、再発の抑止にも寄与するとの認識のもと、以下につき「虚偽の証言」として指摘をするものである。

そして、佐野市議会としてこれを百条調査権に基づく「告発」対象とすることを本特別委員会として求めるものである。

①《対象者》金子裕証人（佐野市長）

②《虚偽の証言》募集要項変更の際し「指示をしていない」とした証言

③《他の証人の主な証言》

- ・「(当該指定管理者募集における質問受付期間締め切り前である 8 月 13 日のお昼直前) 金子市長から呼ばれ、担当副市長も同席し『P F I 実績のある事業者が入れるように応募資格を何とか直して欲しい、見直して欲しい』という指示でした」(1 月 7 日所管課職員証言)

- ・「副市長、部長と話し合い、P F I でなくても P P P 事業で説明がつくとして市長に持って行ったのが 8 月 19 日で、その時に市長から『この表現じゃダメだ、P F I という事業をうたいなさい』と言われた」(1 月 22 日所管課職員証言)

- ・「全く指示のない所で、これを変えようという動機というのか理由というのか、そういうのを私も持っていません」、「市長から話しが無ければ私だって全く検討することは無かった」、「役所の中で指示らしきもの、要求らしいものが無ければ、こういうことにはならない」、「私の立場の上に指示できる、あるいはこういうふうにと話ができるという、非常に限られた人しかおりません」(2 月 4 日担当副市長証言)

④《市長から指示があったとする根拠》

本件施設の募集要項の変更について、市長の指示があったか否かについては、指示されたとする所管課職員の証言と、指示はなかったとする市長の証言の両者が存在するため、各供述の信用性について以下に記す。

市長から指示を受けたとする所管課職員は「(令和 3 年 8 月 13 日に市長に) 呼ばれて行った」「市長からこの表現では駄目だ」「P F I 事業というのをうたいなさい」等、市長が P F I 要件にこだわっていた旨を証言しているが、これは本特別委員会に提出された同職員が市長に渡した文書（P F I 部分が下線によって強調されている）によって裏付けられている。

また、市長は「私が呼んだのではなくて、所管課職員が来たと記憶している」と証言していたが、同職員は市長に近い上位の役職ではないことか

ら市長に呼ばれて市長室に行くことになったという経緯も自然である。

加えて、同職員の証言内容は具体的かつ詳細であり、現職の職員である証人が偽証罪となり得る虚偽証言を敢えてする動機が見受けられないことも踏まえると同職員の証言は全体的に信用することができる。

この点、市長は「(指示されたと証言する所管課職員について) 私から市長室に来てということでは求めてはいません」、「(事業者からの) 質問のことにについて私が判断をする、そのとき立場ではありませんでした」、「指示をしたというふうに認識をしてごさいません」、「当時の担当副市長のほうには質問の内容について私からこれは変更することが可能なのかという質問をしました」、「所管課で協議した結果について了とした」と証言している。

しかし、同職員の役職を踏まえれば市長に呼ばれていないのに市長室に行くというのは不自然である。また、市長が証言するように事業者からの質問について市長が判断する立場になかったとすると、担当副市長に募集要項の変更が可能かについて質問したことや、所管課による協議結果の報告を受けて了承するような行動をしたこと及びP F I 要件について市長の判断が求められていたことを示す文書（同職員が市長に渡したP F I 部分が下線によって強調されている文書）と整合しないことになる。

加えて、決裁権者である同職員が募集要項変更の必要性を認めていない旨を証言し、同職員より上位の決裁権者が「トップを含めた御前会議というのでしょうか、そういうところでの話合いの結果を…（中略）…尊重することに相成りました」と証言している状況において、市長から変更の必要性を強調する発言がないにもかかわらず、募集要項の変更が決定されることは想定し難い。むしろ、決裁書面に押印した者よりも上位の者であり、同職員と本件募集要項の変更について複数回の協議をしていたことから、市長の判断、指示があったと考えるのが自然である。したがって、指示がなかったとする市長の証言は信用できない。

上記のとおり、信用できる現職職員の証言のほか、本件募集要項の変更について市長と同職員は少なくとも2回は協議していること、本特別委員会に提出された同職員が市長に渡した文書には下線が引かれて強調さ

れた箇所があり、強調箇所は募集要項を変更する部分全部ではなく P F I に関する部分のみで、その点を特に市長から判断を受けなければならないと考えて職員が作成していること、及び「担当の副市長には、可能かどうかという質問をさせていただきました」、「所管課で協議した結果について了とした」と市長が自ら発言していることを踏まえれば、本件募集要項の変更について市長の判断、指示があったと認定することができる。

(2) 第三者的委員会の設置について

市長に対する証人尋問の中で「第三者的委員会を設置する」との発言が何度もされているが、本特別委員会としては以下の理由から設置に対し強く反対の意を表明するものである。

なぜなら市長は、議会に備わる調査権の中で最も強い強制力のある百条委員会での証人尋問において、証人の立場で「良心に従い真実を述べ」と宣誓しているにもかかわらず、虚偽の証言に終始した。これは、百条委員会において「指定管理者の指定の取消しに至るような事業者がなぜ選定されたのか、その原因の究明と再発防止に向けた方策を市に提言する」との目的に責任を果たそうとしない背任行為であると指摘をする。

約 14 か月に及ぶ本特別委員会の調査に時間と労力を費やしたこと、11 日にわたり延べ 50 名を超える方に証人として疑義の解明に向けご協力を頂いたこと、そして何より、税負担を強いている市民へのサービスの低下を招いたことに鑑みれば、本特別委員会の中でしっかりと証人及び市長として説明責任を果たす必要があったのではないか。それをせずして第三者的委員会を設置するなど、委員会軽視、議会軽視そのものである。

しかも、調査のターゲットが、所管課職員の行った業務（納税証明書の確認や 6（1）客観的比較をした項目の参考資料の提案など）に向けられているが、自身へ向けられている疑惑の目をそらし、職員に責任を転嫁しようとする保身の意図が伺え、万が一にも職員に制裁を加えるようなことなどあってはならず、他の地方自治体の二の舞にならないか危惧するところである。

「行政のトップとしての責任は、3つの事項については、最終的には私にある」と市長自身が証言しているとおり、本特別委員会の報告書の内容を真摯に受け止め今後の再発防止に専念すべきである。

（３）副市長への厳正な対処について

市長を補佐するという立場の難しさはあったにせよ、副市長としてこのような事態になる前に何らかに対応できることがあったのではないかと無念に思うところである。しかし、選定委員会において委員長として指摘された様々な疑惑については、真偽が明らかではないにしても選定委員会委員長としての責任も自覚してもらう必要があることから、副市長に対して厳正な対処を求める必要がある。

12 調査経費について

（１）調査経費に関する議会の議決

- ①令和６年１２月６日議決 ８０万円以内
- ②令和７年１月２９日議決 １００万円追加、合計１８０万円以内
- ③令和７年２月２５日議決 ５０万円追加、合計２３０万円以内

（２）決算見込額 ２,１５２,６３４円

- ①証人等実費弁償 １３４,８４６円
- ②通信運搬費 ２１,６２０円
- ③業務委託料 １,９８９,６２８円
 - ・弁護士法的助言業務委託料 ６３９,６２８円
 - ・会議録作成業務委託料 １,３５０,０００円
- ④備品購入費（書籍） ６,５４０円

